

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部	
【イ. 階別】	(2 階)	(52.83	m ²)	(
	(1 階)	(60.25	m ²)	(
	(階)	(m ²)	(
	(階)	(m ²)	(m ²) (m ²)
【ロ. 合計】	(113.08	m ²)	(m ²) (113.08 m ²)

鉄骨造の階段の場合、
確認申請書第四面に記載の
必要はありません。

【13. 屋根】 ガルバリウム鋼板 NM-8697

【14. 外壁】 鉄鋼モルタル 厚25mm (屋内側：石膏ボード12.5mm (小屋裏を含む))

【15. 軒裏】 鉄網モルタル 厚 25 mm

【16. 居室の床の高さ】 561mm

【17. 便所の種類】 水洗 その他 ()

【18. その他必要な事項】 住宅用火災警報器

【19. 備考】

令第121条の2 屋外階段 木造

令第121条の2 屋外階段 木造+ () 造

空欄としてください

木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドラインに基づく屋外階段仕様書

〇〇級建築士
 〇〇登録 第〇〇〇〇号
 〇〇 〇〇

階段の設置への配慮	水分が滞留せず乾燥しやすい場所に階段を設置するなど、周囲の環境に配慮して階段を配置する
鉄骨造の階段の防錆措置及び階段と建築物の接合部の防腐措置	【防水処理】 ■ 階段部分と建築物の木造部分との接合部は、建築物の木造部分の水平面の防水層に欠損を与えない接合方法とする ※鉄骨階段に防水処理を施す場合は、防水層の裏面に漏水しない仕上げとする
	【材料の耐久性確保】 ■ 階段及び階段と建築物の接合部に使用される接合金物には、適切な塗装、めっき処理その他防錆措置を講じる(特に階段又は接合金物が建築物の防腐・防蟻薬剤処理を施した木材との接触により構造耐力上支障のある腐食を生じるおそれのある場合には、階段又は接合金物に有効な防錆措置を講じる)
	【雨がかりへの措置】 階段への雨がかりが少なくなるよう配慮する 階段に雨がかりが生じる場合には、「階段の設置への配慮」及び「水分の滞留防止措置」において、当該雨がかりを考慮した措置を講じるよう配慮する
	【水分の滞留防止措置】 階段に水分が常時滞留することがないように配慮する
点検のための措置	階段及び階段と建築物の接合部は、専門家が点検できるよう配慮する
支持方法	階段の支持方法は、次のいずれかとする <input type="checkbox"/> 階段が自立する構造とする ■ 階段が自立する構造とせず、階段を建築物の木造部分で支持する構造とする この場合、次の点に留意する <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の自重や、人・物の通行によって生じる荷重に対して安全な構造とする ・ 接合部は階段、建築物それぞれの材料の特性を考慮し、接合部で十分に応力が伝達するよう緊結し、「鉄骨造の階段の防錆措置及び階段と建築物の接合部の防腐措置」と「点検のための措置」に支障がないよう配慮する

(備考)

- ・ 本仕様書は令第121条の2の規定の適用を受ける鉄骨造の屋外階段(階段部材の全てが鋼材により構成され、木造の建築物の部分と接合部を有するものに限る)に適用します。
- ・ 本仕様書における「鉄骨造の階段」とは、段板、蹴込み板、踊り場等の階段を構成する部材及び部材同士の接合部(以下、「階段部材」という。)が全て鋼材により構成される階段をいいます。
(階段部材の一部が鋼材により構成される階段、又は木造の階段と鉄骨造の階段の組み合わせの階段には、本仕様書を適用できませんのでご注意ください。)
- ・ 本仕様書における「屋外階段」とは、屋根、壁又は建具に覆われない雨がかりのおそれのある階段をいいます。
- ・ 本仕様書における「階段が自立する構造」とは、階段の荷重を当該階段の下の支柱等で支え、当該階段等の部分から、建築物本体部分等に荷重が伝達しない構造をいい、具体的には、階段の支柱等にブレース等を設置し階段に生じる地震荷重、風荷重等を当該階段と支柱のみで支える構造が、「階段が自立する構造」になります。
- ・ 内容を確認のうえ、全ての箇所(「いずれか」と記載されている場合はいずれかの箇所)にチェックをしてください。
- ・ 本仕様書の詳細については「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」、及び「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン事例集-防腐措置等及び維持管理に関する具体事例及び解説-」を参照してください。

直通階段(令第121条の2)を設置に係る工事監理状況

<p>屋外に設ける直通階段(令第121条の2)の工事監理の状況</p>	<p>屋外に設ける直通階段 (①に該当する場合はレ点し、S、RC等の構造を記入してください。) ① ■令第121条の2屋外階段 木造以外(鉄骨)造→終了。以下の記入は不要です。</p> <hr/> <p>(②又は③の該当する方にレ点してください。) ② □令第121条の2屋外階段 木造 ③ □令第121条の2屋外階段 木造+()造</p> <p>(上の②又は③の場合は、ガイドライン及び当安全協会の仕様書に準拠している旨のレ点をするとともに、仕様書の項目で監理したものにレ点をしてください。加えて、次の「材料の種類」、「構造」、「防腐措置」について施工状況に関する照合内容、照合方法及び照合結果を記入してください。)</p> <p>□「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」及び「木造の屋外階段等の防腐ガイドラインに基づく屋外階段仕様書(兼建築基準法施行令第121条の2(屋外階段の構造)適合確認図書)」(安全協会)に準拠して工事監理を実施しました。</p> <p>【準耐火構造】 □階段が準耐火構造であることを確認しました。</p> <p>【防水処理】 □階段にFRP防水、シート防水等の防水処理を確認しました。 □防水層は防水層裏面に漏水しない納まりを確認しました。 □階段部分と建築物の木造部分との接合部は、建築物の木造部分の水平面の防水層に欠損を与えない接合方法であることを確認しました。</p> <p>【材料の耐久性の確保】 □階段部材で、建築物との接合部分に使用する木材には、木材の腐朽等を防止するための薬剤処理を施したことを確認しました。</p> <p>【支持方法】(次のいずれかの選択) □階段は自立する構造です。 □階段を建築物の木造部分で支持する場合、次の点に留意しました。 ・階段の自重や、人・物の通行によって生じる荷重に対して安全な構造としました。 ・接合部は階段、建築物それぞれの材料の特性を考慮し、接合部で十分に応力が伝達するよう緊結し、「鉄骨造の階段の防錆措置及び階段と建築物の接合部の防腐措置」と「点検のための措置」に支障がないよう配慮しました。</p>				
<p>確認を行った部位、材料の種類等</p>	<p>照合内容</p>	<p>照合を行った設計図書</p>	<p>設計図書の内容について設計者に確認した事項</p>	<p>照合方法</p>	<p>照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)</p>
<p>材料の種類(段裏を含む)</p>					
<p>構造</p>					
<p>防腐措置</p>					
<p>施工状況</p>					